

## ベルギーの 自営業者年金と資産調査



1944年12月28日の法律に始まるとしているベルギーの社会保障は、他のヨーロッパ諸国の場合と同じく、この20数年間に著しい発展を遂げてきた。これを被用者のための社会保障でみると、その被保険者数は、1947年の124万人が65年に209万人（同年の総人口は950万人、職業活動人口は377万人）となり、社会保障費は、これを国民所得に対比させた場合、1948年に8.5%であったものが65年には13.5%となった。67年から68年にかけて、労働者、鉱山労働者、船員につき別々に設けられていた各年金制度が一本化され、制度間の格差の是正や運営機構の合理化がおこなわれたことも一つの重要な発展であろう。

しかしながらこの20年間におけるベルギー社会保障の歴史は比較的に平穏であったとい

われる。つまりこの国の社会保障は1944年以来ほとんど根本的な変革を受けていないのである。ところがベルギーでも、近年における社会経済条件の変化は著しく、新しい社会にみられる特殊な形の貧困が発生しつつあることが指摘されている。この新しい形の貧困は、従来から社会保障の対象とされてきた「労働者」というよりも、むしろその周辺人口つまり老人や自営業者にみられる。かくしてベルギー社会保障の今後の課題は、このような新しい形の貧困にいかに対処するかにあるとされ、老人とか自営業者をとりまく新しい形の社会的ニードの充足が主要な目標と考えられるようになっている。

1956年には自営業者のための年金制度が設けられ、69年4月29日の法律で年金制度の適

用を受けない老人や雇用期間が短いため年金権に結びつかない老人などに対して「保証収入制度」が導入されたこと、あるいは最近、自営業者のための一時的労働不能に対する所得保障制度が検討されていることなどは、ベルギー社会保障の新しい流れを示すものに他ならない。

ところで、1956年に設けられた自営業者の年金制度であるが、この制度は保険方式をとりながら、他方、その加入につき資産調査を前提とする限定的な、自営業者年金保険制度として発足したものである。今回この制度に改正が加えられ、1972年1月1日から制度加入についての資産調査の条件が撤廃されることとなり、あわせて同年7月1日から支払われる年金額の改訂がおこなわれることになった。

まず年金額については、自営業者年金制度の発足時（1956年）以来保険料の最高額を16年間継続して払込み、1972年に65歳に達した者に支給される完全年金額が7,630ベルギー・フラン（月額）とされた。また、新立法のもとで支払われる年金のうち、保険料の

納入期間が16年間に達しないで、その納入期間に応じて支給される減額年金の額は、1972年7月1日より支払われるものにつき、命令がその算定方法を定めるものとされている。しかしながら現在のところ、保険料納入一年につき夫婦養老年金（定時改定ならびに社会計画法にもとづき、1972年7月1日よりその年額は53,000ベルギー・フランとなる予定）の1/45に相当する額が最低額になるものと考えられている。そこでこの制度発足時つまり1956年から16年間保険料の最低限額を納入した場合に1972年7月1日から支払われる年金額は53,000×16/45つまり18,844ベルギー・フランとなり、これが最低額となる。

年金制度への加入についての資産調査が廃止された結果、年金制度はすべての自営業者に拡張されることになるが、この制度が保険料方式をとるところからいくつかの困難な問題が生ずることになる。とくに今まで資産調査を条件としたため年金権から除外されていた人びとの取扱いの問題がある。いわばこの人びとの一種の過去勤務債務をどうみるかということである。今回の当局の方針による

と、これらの人びとで65歳以上の老人には18,844ベルギー・フランの年金が保証されることになっている。すなわち、これらの老人は過去16年間に毎年保険料の最下限額を納入したものとして取扱われ、年金の最低限額が支給されるわけである。

しかしながら以上のような方法によると、従来から実際に資産調査を条件とするこの年金制度に加入して保険料を納入してきたものの、納入保険料額が低額であった者、あるいは保険料納入期間が短期間である者に支給さ

れる年金額が、保険料負担があるにしては相対的に低いものとなる。つまり従来制度にまったく加入せず保険料負担をしていない者に支給される年金額と比較したとき、両者の間に妥当性を欠く結果が生ずることになり、場合によっては両者が一致することも考えられるのである。これらの諸問題については、資産調査制の72年廃止をひかえ、さらに慎重な検討がおこなわれることになっている。

*Le mutualiste neutre, mars 1971.*

（上村政彦 健保連）

（14頁より）

度との関係、拠出や適用に対する収入基準や最高額、給付の基準、医療費の措置なども、色いろと計画されている。

いずれにしても、ニクソン政権には、健康保険制度の実現が、次期政権を賭ける次回の大統領選挙にも、重要な影響を与えるものとされており、健康保険の実現は各種の政策の中で、第1位の優先順位をもつ各政策の1つに数えられている。もとより、ニクソン政権はこれら以外に、ヴェトナム戦争の処理、大量の失業者、景気の沈滞やドル防衛、人種問題、貧困問題など政治的、経済的、

および社会的な多数の諸問題を抱えている。そして、永遠の繁栄を期待されたアメリカは、その繁栄を誇る栄光の座を守れるか、それとも、落ちた偶像の立場に甘んじるのか、いずれかを選択する瀬戸際に立たされ、この国には、もう一度新らしいニュー・ディールが必要とされている。このような状況のもとにニクソン政権は各種の問題の解決を要請されており、その問題の中には、長年の懸案となっている健康保険制度も含まれ、前述したように、その実現は重要な課題の1つとなっている。

（平石長久 社会保障研究所）